

第三節 当初形式の調査

第一項 古材痕跡調査

正倉の小屋組は大正二年修理時に洋小屋に改変されたが、改変されたトラスの部材や母屋や小屋束の一部古材を転用していた。これらの残された古材は、昭和二十四年と同三十年の曝涼の際に浅野清氏らによって実測調査が行われ、当初の小屋組の考察がなされている^(注1)。また大正修理前の実測図が残されていて、実測図には修理前の破損状況が描かれ、小屋組は三重梁の形式であったことを知ることができる。これらの資料を基に再度古材の痕跡を確認し、検証をおこなった。

古材は主に対束の下段繫梁、母屋、トラス上部の合掌材、合掌束に転用されていた。

各部位ごとに古材をみていくと、旧二重梁と三重梁は、対束下段繫梁の八本すべてに古材が転用されていて、小屋束の圧痕と、枘穴の痕跡があることから、二重梁、三重梁と見られる。痕跡を見ると、上下の枘穴の真が現行尺で一・三尺から一・五尺程ずれているものが、旧二重梁材であることが修理前の実測図から特定できる。このような上下の束枘穴がずれているものが二重梁で七本、上下束の枘穴が一致するものが一本転用されていた。このような上下枘穴が一致するものは旧二重梁中央部、または旧三重梁の部材で、他に南妻の三の母屋に一本、トラス上部合掌材に二本が転用されていた。

北倉西二の母屋に二重梁が切断されず一本残っていて、中央束の上下枘穴が一致し、妻梁を掛けた大入れ仕口の埋木痕があることから、繫梁の架かる南倉及び北倉の妻側の二重梁であることが分かる。修理前の実測図「宝庫巻番通及式番通断面図」には二重梁上下の束位置がいずれも揃って描かれて、南倉を描

いたものと思われる。この部材は北倉の二重梁であることが判明した。北倉妻と南倉妻の束の位置が異なっており、南倉妻が改変されている可能性がある。

二重梁の断面寸法は部材が削り直されているものもあり、ばらつきがあるものの、現行尺で成八・五寸、幅七・五寸前後のものも多く、天平尺換算と加工誤差、木材の痩せ等を考慮すると当初は天平尺で幅約九寸、成約八寸と成よりも幅の方を広く五平に使ったと見られる。三重梁は三本あり、当初のものと考えられる。枘穴は角穴約三寸角、丸穴径約二寸で、部材の汚れ方の違いから、角穴を部材の上端、丸穴を部材の下端と判断した。旧元興寺東室の天井桁古材に同様の枘穴があることが浅野清氏により指摘されている^(注2)。

母屋に転用されていた古材は全部で二三本あり、その内旧棟木材が三本、旧母屋材が八本、中古母屋材が八本、旧二重梁が一本、旧三重梁が二本見られる。旧棟木材は上端両角に小返りを取り、約一尺間隔で角釘痕が見られる。断面寸法は成約七寸、幅八寸である。下端には舟肘木の圧痕と角太枘穴の痕跡があるものが一本見られた。痕跡から太枘寸法は約二寸角、舟肘木の寸法は長さ約五・四尺、五・五尺で大梁間隔の約半分の寸法で計画されていることが分かる。旧母屋材には、二重梁、三重梁の架かった大入れの仕口痕が残っている。仕口の幅は約九寸あり、さきの二重梁、三重梁転用材の実測寸法とほぼ一致する。舟肘木の圧痕と太枘穴の痕跡が見られ、舟肘木の長さは棟木同様約五・四尺である。また傾ぎ大入れの仕口の痕跡が見られ、後世に火打梁が入れられた痕跡と見られる。当初材の断面寸法は成約七寸、幅八寸と見られる。

中古母屋材は当初の母屋とは断面寸法が異なり、成約八寸、幅七寸と寸法の大きい方を成としている。太枘寸法も細長くなる。

合掌束材に転用されていたものが二一本あるが、いずれも短く切断されていてこのものか特定できない。厚さ約二寸の溝を埋木している痕跡が見られるものが一本あり、板壁の痕跡と考えられる。勅封倉であった北倉・中倉と綱封倉

であった南倉を別々に管理する必要もあり、小屋裏で各倉の境に壁を設けて仕切っていた痕跡で大正修理時の修理前の小屋裏に壁らしきものが写っている(注三)。

注一 浅野清「正倉院校倉屋根内部構造の原形について」(『奈良時代建築の研究』

所収、一九六九年、中央公論美術出版)

注二 前掲注一による。

注三 図版写真175・178参照。

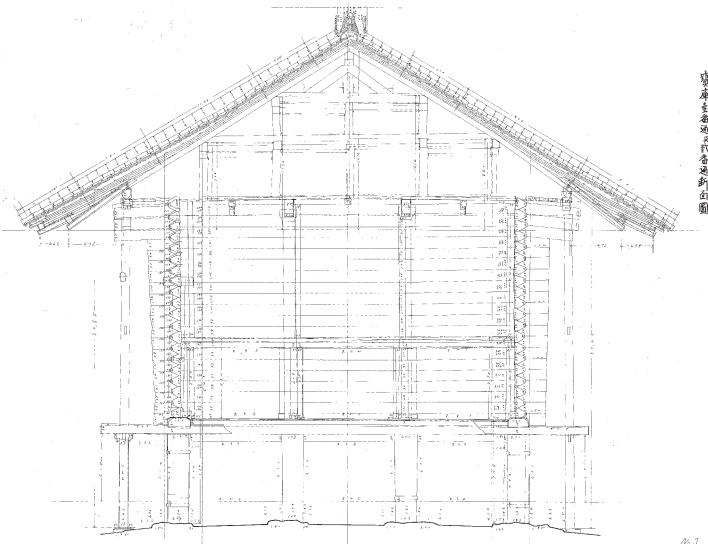


図211 大正修理前実測図 「宝庫と式番通及式番通断面図」
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

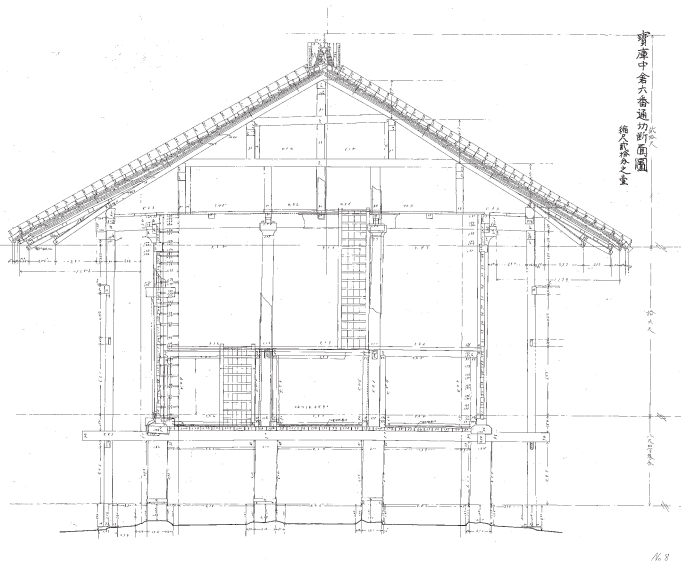


図212 大正修理前実測図 「宝庫中倉六番通切断面図」
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

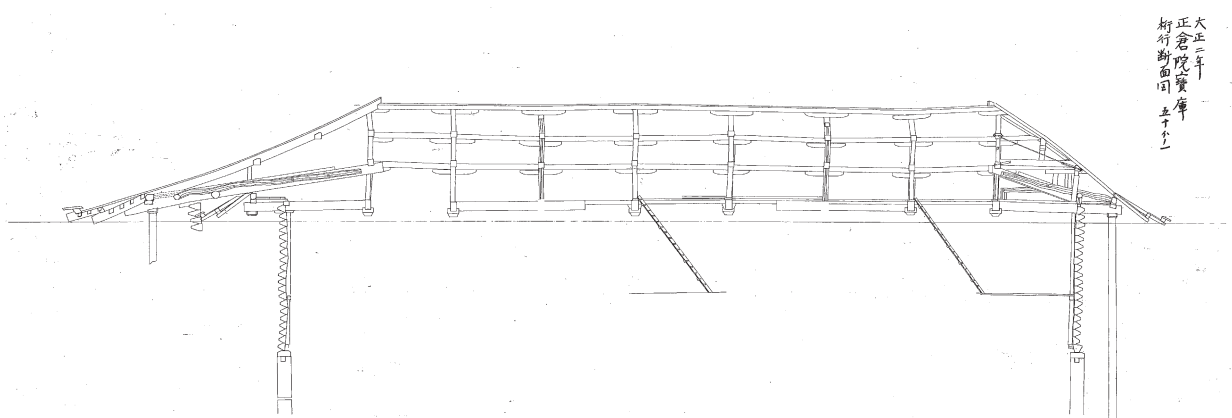


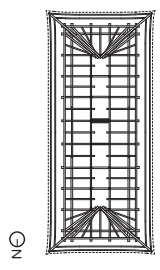
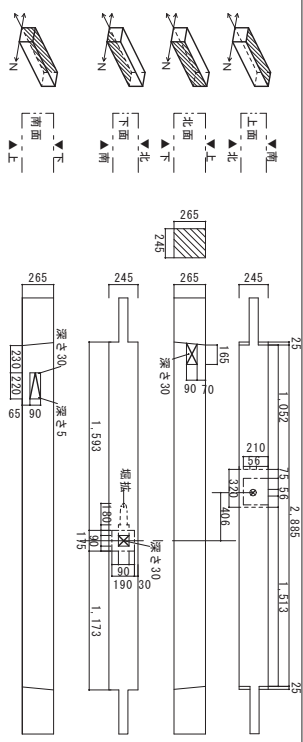
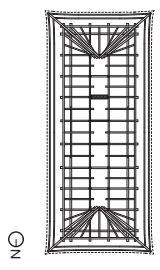
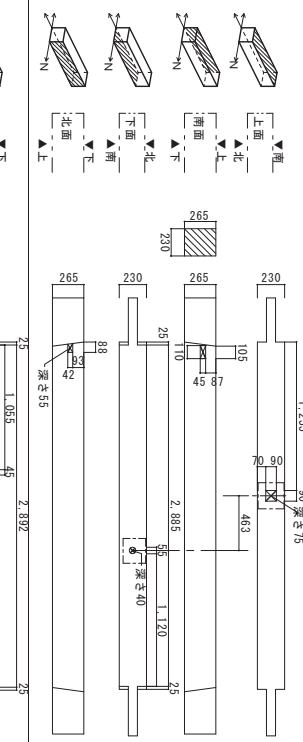
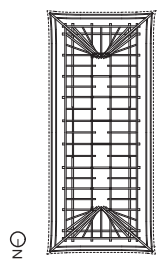
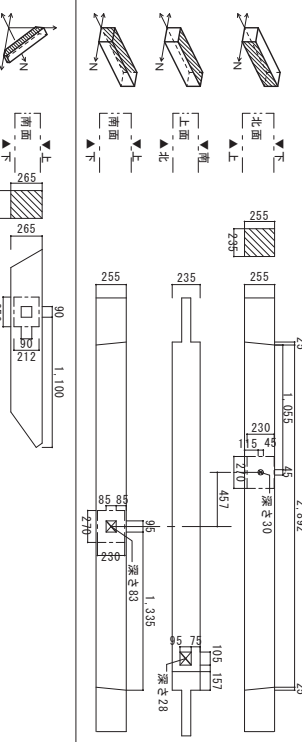
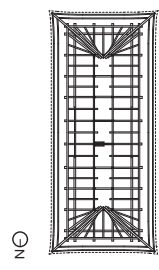
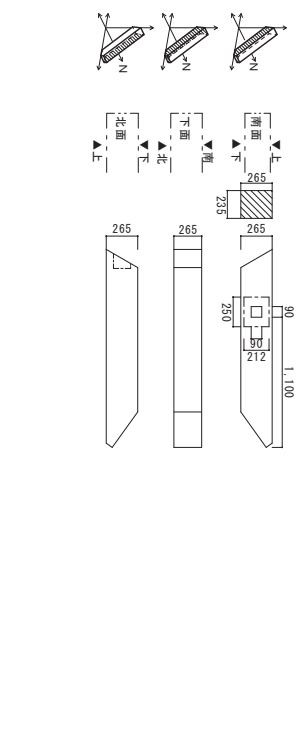
図213 大正修理前実測図 「正倉院宝庫桁行断面図」
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

図214 古材調査票 1

旧用途	現用途	
旧二重梁材①	北倉西側二の母屋	
旧二重梁材②	南倉中ノ間北紫梁	
旧二重梁材③	中倉中ノ間北紫梁	
旧二重梁材④	北倉中ノ間北紫梁	
旧二重梁材⑤	北倉中ノ間南紫梁	

凡例

断面
 埋木
 榫込
 榫込(斜め)
 榫狐付
 圧痕

旧用途	現用途	
旧二重梁材⑥	中倉中ノ間南紫梁	  <p>※圧痕の周囲にも圧痕のような痕跡有。</p>
旧二重梁材⑦	中倉南倉境紫梁	 
旧二重梁材⑧	中倉中ノ間北紫梁	 
旧二重梁材⑨	中倉中の間北東の合掌	 

凡例
 断面埋木
 圧痕
 摺込(斜め)
 摺込(平)
 摺込(縦)

図215 古材調査票2

図216 古材調査票3

旧用途	現用途	実測図	
旧三重梁材① 中倉北倉境繫梁	現用途		
旧三重梁材② 南妻三の母屋	現用途		
旧三重梁材③ 北妻三の母屋	現用途		
旧三重梁材④ 南倉中の間北台掌束	現用途		
旧棟木材① 南倉北～中倉南 東二の母屋	現用途		
旧三重梁材⑤ 南倉中の間北台掌束	現用途		

凡例
 断面
 埋木
 榫込
 榫込 (斜め)
 埋拵
 埋拵 (斜め)
 圧痕

旧用途	現用途	実測図
旧構木材② 南倉西一の母屋南		
旧構木材③ 中倉東一の母屋		
旧母屋材① 西一の母屋 (中倉北～北倉)		
旧母屋材② 東一の母屋 (南倉中の間～北の間)		
旧母屋材③ 東二の母屋 (中倉中の間～北の間)		

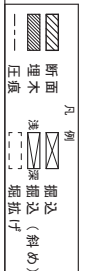


図217 古材調査票4

図218 古材調査票5

旧用途	現用途	
旧母屋材④	東一の母屋（中倉中の間）	<p>実測図 S=1/20 (A.1), 1/40 (A.3)</p>
旧母屋材⑤	西一の母屋（中倉南間）	
旧母屋材⑥	不明	
旧母屋材⑦	西一の母屋（中倉中間）	
旧母屋材⑧	北一の母屋（北倉北妻東）	
中古母屋材①	北倉一の母屋西	

凡例

- 断面
- 埋木
- 漆
- 漆剥ぎ
- 墨込
- 墨込(斜め)
- 漆剥ぎ
- 圧痕

旧用途	現用途	実測図
中古母屋材②	東二の母屋（南倉中の間～南の間） ③N	
中古母屋材③	東二の母屋（北倉北端） ③N	
中古母屋材④	不明	
中古母屋材⑤	東一の母屋（北倉南の間） ③N	
中古母屋材⑥	東一の母屋（北倉南の間） ③N	
中古母屋材⑦	西二の母屋（北倉北端） ③N	
中古母屋材⑧	西二の母屋（北倉中の間） ③N	
中古母屋材⑨	東一の母屋（中倉南の間） ③N	

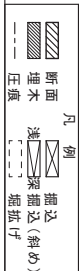


図219 古材調査票6

図220 古材調査票7

旧用途	現用途	実別図
中古母屋材⑩	不明	
不明A	南倉西一の母屋北の間	
旧用途	現用途 / 断面寸法	
不明	<p>東(21本) 合掌材</p>	
東⑥	東⑦(所属不明梁材③)	東⑫(所属不明梁材②)

第二項 当初小屋組の復原考察

前項で検証した小屋に残されている当初構造材とその痕跡、大正修理前の図面、さらに浅野清氏の研究成果から当初小屋組が明らかになった。中世・近世の修理で行われたと見られる母屋や垂木の取り替え、天保期に枯木を追加するなどの幾度かの修理は行われたものの、大正修理前までは当初の小屋組の形式を伝えていたと考えられる。

当初の小屋組は丸桁と棟木の間をほぼ三等分して二通りの母屋を通し、大梁上に下から一の母屋通り二本、四天柱上に二本、真中に一本、計五本小屋束を立て、母屋下には舟肘木を入れて母屋を載せ、その上に二重梁を架ける。その上は二の母屋通りに二本、真中に一本、計三本小屋束を立て、母屋下に舟肘木を入れて母屋を載せ、三重梁を架ける。さらに三重梁上に棟束を立て、舟肘木を入れて棟木を載せる。妻側は、側通り校木附近の妻梁上に束を立て、舟肘木を入れて母屋を載せ、その上に繫梁を架ける。繫梁上二の母屋通りに束を立て、舟肘木を入れ、母屋を載せる。南倉妻の繫梁の架け方が母屋の下との束との間で噛むのに対し(図214旧二重梁材①)、北倉妻では母屋の上に繫梁が載る(図214旧二重梁材②③)ことが痕跡と修理前の桁行断面から判明した。

棟木と母屋下の舟肘木は修理前の梁間断面図、桁行断面図に描かれていて、痕跡から大梁真々約三・三mの半分の長さであることがわかる。

当初小屋組の各部材の寸法は、大正修理前図面に書き込まれている実測寸法と残された古材により、ばらつきはあるもののおおよそ知ることができる。以下現行尺で示すが、母屋は成七寸、幅八寸、大梁は成八寸、幅九寸と成と幅一寸違いの部材を寸法の大きい方を幅に使っていたと考えられる。束は八寸×九寸や七寸×八寸や七寸角とばらつきがあり、梁や母屋の同寸の痕跡が見られ、これら端材が使われていると考えられる。

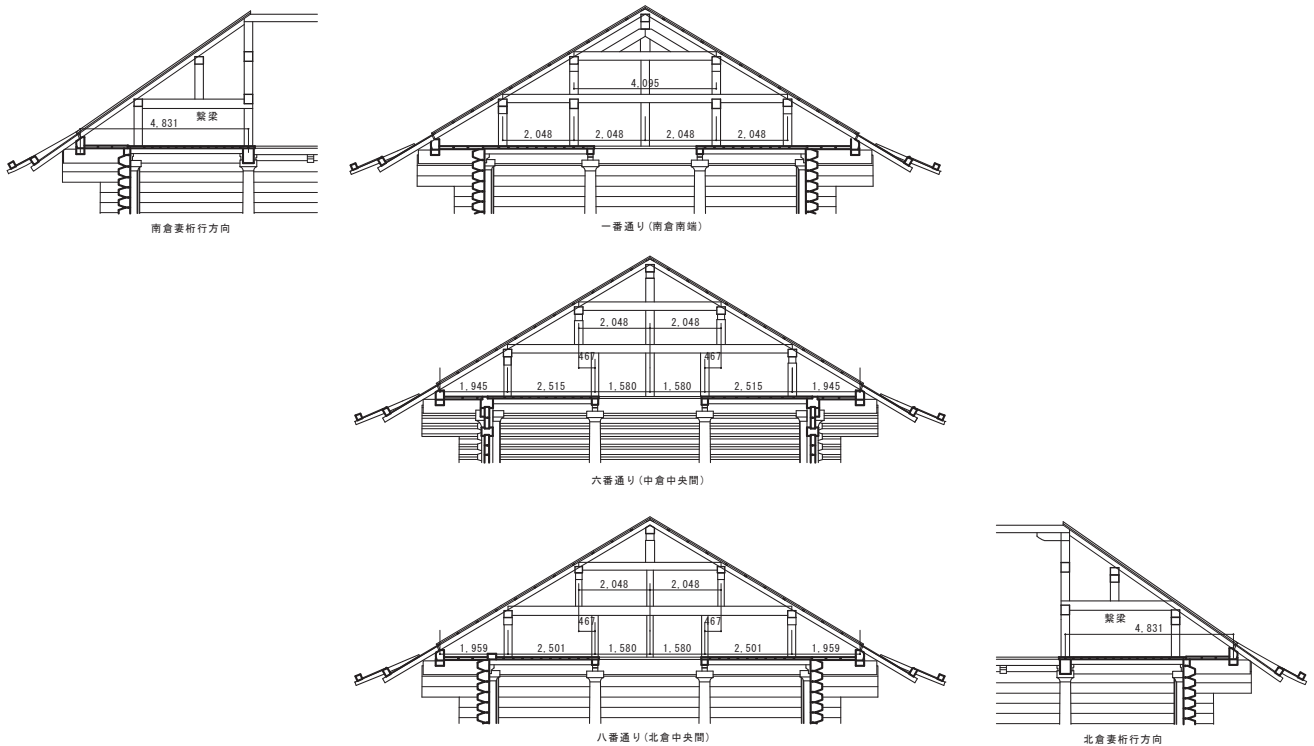


図221 奈良時代の小屋組復原図